

第1日目(3月4日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成20年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、教育長から卒業式出席のため午前欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号8番・寺口友彦君及び議席番号9番・遠山 力君の両名を指名いたします。

(「8番、了承」「9番、了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る2月27日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日3月4日から3月19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

議長 ここで、副市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

副市長 議会冒頭に貴重な時間をちょうだいいたしまして大変ありがとうございます。昨年の3月議会でご指摘をいただきました市債権の滞納処分の取り扱いについて、改めて議場の場をお借りしまして私の方からおわびを申し上げたいと存じます。

昨年ご指摘をいただきました市債権の対応についてであります。これは下水道事業の負担金並びに分担金を初めとしました税を除く市債権の滞納整理の取り組みが不十分であったことに起因をするものであります。適正な催告、納付、督促等を行っていただければ、ご指摘後債務者に事情をご説明し納付をお願いした結果、一部の方ではあります。現に寄付行為を行っていただいた方や後日納付誓約書を提出いただいた方がいるように、ある程度の回収ができたことは否めない事実であります。この点に関してはおわびを申し上げる以外にございません。誠に申しわけございませんでした。

こうした対応が不十分であったことに対する原因は、市債権の時効に対する認識が合併前の旧町時代から職員に不足していたことに加えて、地方自治法の第231条の3いわゆる督促滞納処分等による督促行為は実施をしておりますが、同条の第3項地方税の滞納処分の例により処分できるという部分は、税以外の市債権では差し押さえなどの強制徴収行為は他の自治体においてもほとんど例がないなどのことから、職員も時効への認識の欠如と相まって債務承認等の事項の中断の措置を取らなかったものであり、この部分の事務執行については誠に遺憾であると思っております。

今後、この問題をご指摘いただいたことによりまして市債権の総点検を行い、その結果を踏まえまして庁内で担当者の研修会を行うなどのほか、新たに市債権滞納処分審査会を発足させまして、市債権の一元管理、滞納処分方針の決定などに当たってきております。その中で必要な者には強制徴収の前段としての預金調査を実行し、一部現に預金差し押さえの強制手続きの実行に踏み切ったところであります。滞納対策の強化として債権回収に対する取り組みをこのように行ってきております。

今回の事案の責任の部分であります。滞納者に対して強制手続きなどを行うことなく時効消滅をさせてしまった部分につきましては、市長の補助機関である職員の担任する事務を監督すべき職務を持っております。私、副市長として適正な指導監督が不足をしていたという観点で、ここでおわびを申し上げます。

今後、このようなことが二度と起きないように十分に注意し、職員に対しましても喚起を促しましてまいりますので、重ねてここでおわびを申し上げたいと存じます。本当に申しわけございませんでした。

議 長 質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、副市長の発言に対する質疑を終ります。

議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議 長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。

市 長 (市長施政方針及び行政報告を行う。)

議 長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

議 長 日程第5、報告第1号 所管事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 おはようございます。先の12月定例会において当委員会に付託されました継続調査の事件につきまして、下記のとおり議会運営委員会を開催し調査・研究を行いましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

調査事項につきましては、平成20年3月南魚沼市議会定例会の運営について。(1)会期及び議事日程について。会期及び議事日程については先ほど議長が申したとおりに決定しております。議案は条例24件、予算15件、その他22件であります。(2)平成20年度当初予算審議の進め方について。これについては特別会計の当初予算は総括質疑のみで、産業建設委員会と社会厚生委員会に付託扱いにお願いしたいと思っております。(3)請願及び陳情の取扱いについては、請願1号については総務文教委員会に付託、請願2号については産業建設委員会に付託、請願3号については社会厚生委員会に付託、陳情1号については社会厚生委員会に付託、陳情2号についても社会厚生委員会に付託、陳情3号については総務文

教委員会に付託、陳情4号については社会厚生委員会にそれぞれ付託することといたします。

意見書の取扱いについては次の議会運営委員会までに各会派に持ち帰り検討していただき、提出者、賛成者を持ち寄っていただきたいと思います。

2番 議員定数調査特別委員会の設置については、次回の運営委員会までに提出者と議案の賛成者を各会派より1名ずつ出していただくことといたします。議員定数調査特別委員会委員候補の報告についても、各会派より選任をしていただいた中でお願いをしたいと、こういうふうに考えております。議員定数調査特別委員会の正・副委員長の選挙についてであります。これは委員の構成の中で決定をしていただくことといたしました。

閉会中の議会運営については、6月の定例会にあわせていつものように開催をする予定であります。

6番の管外視察についてであります。いろいろ議論をさせていただきましたけれども、5月頃にほかの議会の視察、そして何を視察するかというテーマについて14日の議運で決めていきたいということになります。その他は特別ありませんでした。

調査の状況については、20年2月27日水曜日、議員の出席状況は9名、欠席が1名。正・副議長から出席をしていただきました。調査の内容であります。執行部から総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、3月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査、議員定数調査特別委員会の設置などについて検討を行いました。なお、せっかく総務部長からご出席をいただいておりますので、今回から総務部長さんより議案のアウトラインだけの説明をいただいたところであります。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終ります。

議長 総務文教委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原総務文教委員長 それでは総務文教委員会の報告をさせていただきます。記載のとおりであります。調査の状況 2月の4日、委員は全員の出席であります。議長からも出席をいただきました。執行部としましては、ここに記載の総務部長以下、担当の課長さんから出席をいただいて現地調査ならびに事務調査を行ったということになります。

調査の項目につきましては、1番の学区の再編についてから8番の基幹病院までというようなことで調査をしております。はぐっていただきまして私の方でその報告をさせていただきます。

まず1番の学区の再編につきましては、検討委員会を昨年7月1日に設置をいたしまして21年度中を任期とするということになります。委員の構成23人、それから開催状況というようなことで書いてあります。諮問の概要ということになりますけれども、内容が「南魚沼市立小・中学校の適正規模及び適正比率並びに適正な通学区域の設定について」という

ようなことを諮問したところであります。その理由としましては、少子化による学校の小規模化、あるいは新しく新市になった中での通学区域の適正化、あるいは校舎の老朽化に伴う改築を将来像を確立した中で整備をしていくとそういうことからの検討であります。

それから3番に中間答申の骨子というようなことで事務局案でありますけれども、適正規模としましては小学校では12クラスから18学級、中学校では9から18学級というものを適正規模と思っているということです。ただ、の適正最小規模というようなことで、この南魚沼市の地域特性を考慮した中では、小学校では6学級以上かつ1学級15人以上を最小の適正規模とするということですし、中学校については教諭配当基準より9学級以上が望ましいが、各教科の免許所有教諭が最低1名ずつ配置される7学級以上を適正最小規模とするというようなことで考えているというような話がありました。

こうしたいろいろな説明があって、5ページでありますけれども次のような質疑がありました。この検討委員会については五十沢小学校の問題だけで終るのかというようなことについては、そうではなくて市全体を検討していくということでありまして、それから市内にはどういう問題があって具体的に計画はあるのかというようなことでもありますけれども、20年度にそうした具体的な形を出すことになるだろうというようなことでもあります。

それから学校統合というのは非常にデリケートな問題であり、統合になると地域とのいろいろな問題が出てくるので、事前に知らせておくべきではないかというようなそういうものについては、検討委員会のある程度の方向が出た中で、当然説明会や懇談会をやって理解を得ていくというようなことでもあります。

それから教育論を戦わせたのかというようなことでもありますけれども、当然1学年13～15人、男女に分ければ6～7人とそういう教育的な観点から議論をしてきたというようなことでもあります。

それから40人以下学級の功罪とかそういうものについてはという話もありましたが、そういったことについては限られた期間の中では当然無理であるということで、今回の検討委員会は、規模を絞った中でどういった環境が子どもたちにとって望ましいかというその観点で議論されたというようなことでもあります。

それから合併によつてのメリットは何かというような中では、金額的には試算はしてありますけれども、そういう財政的なことではなくて教育的見地から考えていただくよう、検討委員会の中には話をしているというような答弁がありました。

それから五十沢の教育を考える会についての説明もありました。この会についての目的、あるいは構成状況・開催状況はどうなっているかというような中で、組織は五十沢地区の全区長、それから二つの小学校あるいは中学校のPTA役員、それと保育園の代表で構成をしているというようなことでも、全体会あるいは小委員会を開催して今に至っているというようなことでもあります。

それから小中連携というようなことになれば、中学校の統合の足かせになるのかというようなことについては、足かせになることはないというようなことでもありますし、仮に学区の

再編検討委員会で中学校3校の統合といような方向になっても、行政的には手戻りはないというふうに考えていいのかというようなことについては、足かせになるものではないというようにあります。

それから五十沢小学校について、なぜ統合を急がなくてはならないのかというようなことにつきましては、危険耐震診断の結果、非常に危険だということの中で、地元としてはどこでもいいので1年でも早く建設してほしいという要望が強かったということでもあります。

また、統合したからといって教育が悪くなったということのないように頑張っていきたいというふうな話でありました。以上で学区再編については終わりといいたします。

教育特区についてであります。これは「高等教育機関を活用した異文化理解特区」ということで11月22日に認定をされたということでもあります。市のこの特区の概要といいたしますは、異文化の体験そして英語に早くから慣れさせるというようなことで、「国際科」を創設して「国際理解」と「英語教育」をやっていききたいというようなことでもあります。事業が行われる区域及び年度については記載のとおりでありまして、20年度は5つの小学校で取り組まれるということでもあります。

それから教育課程のどういう部分をということの中で、生活科及び総合的な学習の時間を削減して、その時間を「国際科」に充てるということでもあります。1～2年生については生活科の10時間を削減。3～4年生については総合学習の25時間を削減。5～6年生については35時間を削減して「国際科」に充てるということでもあります。英語教育ならびに国際理解の時間数については記載のとおりであります。内容についても記載のとおりであります。

また、指導者については、「国際理解」については国際大学の留学生が小学校を訪問し、日本人の英語講師プラス学級担任と組んで指導するということですし、「英語教育」についてはALTが小学校を訪問するということで指導を組んでいるということでもあります。

教材等につきましては「教科書」に相当するものは使用しないで、自作の教材等でやっていくということでもあります。評価につきましても、数値的な評価は行わないということでありました。

こうした説明のあと、教育特区についての質疑に入りました。2010年には必修化の可能性が高いということで、それに向けての準備かというようなことについては、23年から英語科が小学校に導入されるという中で、小学校の先生方にその準備期間というふうにとっただいただいても良いというようなことでありました。

それから世界の中で通用する人間をということでもありますけれども、その裏腹に日本の特色文化の教育が大事ではないでしょうかという質問については、当然、他国の文化を理解するとともに自分の文化も紹介をしている、そういうキャッチボールができるようにやっていきたいということでもあります。

それから総合学習の時間が減ることに対する心配はないのかというようなことでありましたが、今までも総合学習の中で英語教育だとか国際理解だとかという部分でやっておりまし

たので、その心配はないだろうということでありました。

それから指導者が見つからなかった場合どうするかというようなことでもありますけれども、英語の講師については、県がバックにいるので人材については今のところ心配していないというようなことでありました。

3番の学力テストの結果についてということでもあります。目的は各学年段階の最終学年における到達度の把握、それから教育施策の改善や学校の指導改善に生かすということで実施をされたわけでありまして。ここに調査結果が出ておりますけれども、教科に関する調査という中では、小学校では国語、算数の知識・活用ともほぼ全国水準であると。ただ、中学では全国水準をやや下回る状況であるということでもあります。

それからテレビ・ゲームなどのこういう部分については、きまり、ルールを決めていないという方が大体6割ぐらい小学校でいますし、中学では73パーセントぐらいの方が全くルールを決めていないということです。授業以外に1日どのくらい勉強するかということで、小学校の場合、全くしない、それから30分程度というのを合わせますと90パーセント以上の方が小学校の場合はやっていないということです。中学校の場合でも72パーセントの方が授業以外には全くしていない、あるいは30分以内ということで、非常にその辺が問題だかなというようなことでありました。

以下、そうした問題の中で質疑がありました。中学の数学と英語が国・県より悪いと。学校それから教育委員会は一体何をしているのかというようなことに対しましては、学校の教え方も問題もあると思うし、また家庭教育の問題もあると。結果を受けて両面から全国水準並みまたは上回るよう取り組んでいきたいというような答弁がありました。

ソフト面でどのような取り組みがなされているかという中では、学習指導センターの体制を強化してやっているということでありました。それから授業以外の勉強時間が当市は少ないと。そのことについては家庭への呼びかけを、教育委員会・学校からしっかりやっぴなければならぬというようなことでありました。それからこの地域に生まれ育った先生方が非常に少ないということの中で、やはりそういう人たちをきちんと育てていかなければ、学力的にも上がっていかないのではないかとということで、奨学金等のそういう方策はとれないのかというような中では、同感に思うと。具体的に手法についてよいアイデアがあったらお願いしたいというようなことでありました。

それから4番の給食費の収納状況につきましてであります。ここに記載のように平成19年12月末現在の滞納額は総額で184万2,640円でありまして、児童数が17人、生徒数が27人の計44人というようなことでもあります。督促の時効完成の滞納額が74万1,583円というようなことで、そういうような説明がありました。

その説明を受けまして、時効にしないための手段はどうかというようなことの中で、今までは未納の方が学校に来て、それを待っていたわけですがけれども、これからは自宅に向いて行って納めていただくようにするというようなことでありました。

それから銀行振替が結果として未納が増えているのではないかとというようなことでありま

すけれども、当然、昔は納入袋による集金等があったわけですが、今の振込みというそういう時代の中では、時代に逆行し煩雑化してくるというようなことで考えてはいますけれども、もう1回やれというようなところまではっていないというような説明がありました。

それから5番目の税の収納状況ということで記載のようになります。税制改正によりまして個人市民税の調定額が18年度は16億7,000万円ぐらいでしたが、12月末では23億円というようなことで38パーセントの増加と。そのことが結果として収納率に、前年度に比べてマイナス2.4パーセント、低下をしているというような説明がありました。

カード決済を考えていないかという中では、カード決済の場合の手数料を納入者が負担できないかというような中では、一つの方法として検討候補にあがっていますが手数料は納入者持ちにできるかどうか今後検討させてもらうというようなことでありました。

それから6番の予算編成方針及び財政健全化につきましては記載のとおりであります。一番、二つの懸念という部分で第1には実質公債費比率が24.6パーセントというこのことがやはり非常に懸念をされること。それからもう一つは、予算を組むについて財政調整基金を取崩して予算編成をしているということがやはり一番懸念されるということで、そのことを念頭において予算を組んでいくというようなことでありました。

編成の基本方針それから歳入に関する事項、歳出、いろいろありまして29ページ、それらを受けまして質疑がありました。道路特定財源が維持されない場合の影響額を教えてくださいということにつきましては、減収見込みは5億3,900万円ほどになるということであります。

それからスラグのJIS登録について。これは付加価値をつける意味があるかということについては、そうではなくて認証を得るということによって国・県の事業の資材として使うよう働きかけていくためであるというようなことでありました。それから・・・以上であります。

7番の「天地人」への取り組み状況につきましてであります。ここに書いてあるように整備する施設ということで天地人博パビリオンについては、先ほど話がありましたようにJA魚沼みなみの倉庫を利用したいということであります。2番目の伝世館につきましては、古民家を解体しそして移築をしてそこにこれは恒久的に設置をされるというふうに説明がありました。スケジュール、パビリオンそれから伝世館の位置についてはご覧の記載のとおりであります。

38ページになります。質疑にあります。天地人博は赤字になってもよい。天地人を利用し地域を売ることが大事であると。決意を伺うというようなことの中では、地域の皆さんが自分で何ができるかと。また我々がどんなお手伝いができるかということを考えて、一過性に終らせたくはないというようなことであります。皆さん方からひとつ、小さいことでもアクションを起こしてほしいというようなことであります。ただ、最初から赤字を出すということが前提でなく、採算が合うよう頑張っていきたいということの決意が述べられたところあります。

8番、基幹病院の状況についてであります。これは1月23日の知事発表の建設スケジュールが発表されましたが、そのことについての説明。それから病院の機能等については今までのとおりであります。20年に基本計画、それから21年、22年で基本設計、実施設計、着工が23年、27年6月に開院予定というようなことであります。基幹病院については、質疑はなく終了したところであります。

以上であります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

宮田俊之君 2点教えていただきたいと思えます。まず学区の再編について執行部側から説明があったかについて伺いたいのですけれども。給食センター運営検討委員会の方もございまして、そういったものとの関連性ですね。特に塩沢地域では自校方式を行っているわけです。この辺の取りまとめ、これをどんな方針でやるかみたいなものが執行部から説明があったのかどうか、また質疑があったかかどうかについて伺います。

いま1点につきましては、「天地人」の推進事務局。総務部の方につけてということなのでしょうけれども、市長直轄でと以前説明があったかと思うのですが、どうしてもそうしなければいけなかったのかとか、あと産業振興部とのどういった情報の取りまとめを行うかとか、そういったことが執行部側からきちんと説明があったのかどうか。またそれについて質疑があったかどうかについてお伺いいたします。

笠原総務文教委員長 給食センターにつきましては、ここでは説明もありませんでしたし、また質疑等もありませんでした。

それから「天地人」のことではありますが、総務部の一部というか所管になるというふうに思っていますけれども、ただ、そのことについての詳しい説明はありません。ただ、行ったメンバーが、今まで商工観光に携わっていた方々が主に行っていますので、当然総務とそして商工という部分の密な連携が取れるというふうに私は理解していますけれども。以上です。

寺口友彦君 総務文教委員長に2点ほどお伺いします。学力テストであります。執行部側から各学校現場の方について問題点を出示していただきながら、それに対する取り組みについて報告を受けるという形でやりたいのだという説明があったかどうかということです。

もう1点は予算編成方針でありますけれども。その中で分担金、負担金、使用料等の説明の中で公平の観点というのが載っていますが、公平の観点ということはどういうものを理由にしてやっているのかというような説明あったかどうかお伺いします。（「2点目は給食費ですか」の声あり）いいえ、負担金の公平化です。23ページ（2）。

笠原総務文教委員長 学力テストでありますけれども、結局この学力テストは過度な競争を招いてはならないという中で、各学校ごとの成績については当然のことですけれどもありません。我々にも示されていません。全体の部分が出ただけでありますので。その後、結果は個々の学校は当然わかると思えますのでそういう形になるかと思えますけれども、委員会の中では学校と教育委員会がどうだとかという細かいところまでの話、説明はありませんでした。また、委員会の中からもそういう質疑はありませんでした。

それから分担金、負担金という部分につきましては、そこまでの質疑はありませんでした。

議長 質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終ります。

議長 ここで暫時休憩いたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時42分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長 産業建設委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは産業建設委員会の閉会中の継続調査についてご報告をいたします。

平成20年2月1日金曜日に全員の委員の出席を得まして、また議長からも出席をいただきまして開会をさせていただきました。執行部の方につきましては、それぞれ関係の担当の部長、あるいは課長の出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。それでは調査事項ということで項目ごとにご報告をいたします。

市道の除雪状況についてでありますけれども、2ページ目の文書、それから8ページ以降にそれぞれ資料がついておりますので、該当のところを見ながら聞いていただければと思います。まず市道の除雪状況ということで現地調査を含めまして調査をさせていただきました。現地調査につきましては、特に駅西線これがそれぞれ新しい方式のセンサーを付けたり、あるいは今まで機械除雪だったのを消雪に変えたりというようなことがありましたので、そこから辺のことを中心に調査をさせていただきました。

非常にきれいに消えておりましたし、水温も15度というようなことでしたので非常によく消えておりました。ここにもありますけれども説明の中あるいは質疑の中ですが、住民の皆さんからも非常に雪がきれいに消えていて便利であると。それから非常に良かったという声があそこについては出ていたということです。またあるいはセンサーの稼動状況につきましても、非常に電気代の節約等々になっているというようなことも、説明あるいは質疑の中で出ておりました。また、このセンサーについてはそれぞれ今後進めたいというようなお話も出ておりました。

次に浦佐本町商店街毘沙門通り歩車共存道路化社会実験についてでありますけれども、これにつきましても建設部長から資料にのっとりましてそれぞれ説明がありました。またこの実験につきましては、歩く方々の利便性ということで歩道を設置して車道を狭めたり、あるいは一方通行にしたりということで、それで平日、あるいは祝・祭日の人の流れ、あるいは車の流れをそれぞれ調査し、また、そのときの利用状況を利用者に対してアンケートを取ったというような調査をしたということです。

このことについてはまだ、ということで説明がありまして、質疑としましては、もっともう1回サンプル調査をする意向はないかということでしたが、その調査の考えはないという

ことでした。これにつきましては実験の実行委員会ということで、2月末に実行委員会で調査を基にどうしていいかというような検討をして結果を出すということでした。それを待ってまたいろいろと調査があるということでした。その辺でそれほどの質疑というのは今言ったようなところでございました。

続いて工業団地の現況及び企業誘致の状況についてということで現地調査を含んでさせていただきました。現地調査につきましてはヤマト運輸(株)、元の塩沢庁舎ですが、ここに入っているコールセンターを見せていただいたということであります。

説明の方ですけれども、今さっき市長所信の中にもありましたが、今後それぞれ企業の誘致のために造成ということは考えていないということですし、南魚沼市につきましては工業団地は、ほぼいいいますか全部埋まっている状況ですので、新たに入ってくるちょっと余地としては今のところないと。ただ、だからといって企業 大きな工場ということではないにしても、それぞれ入っていただけるソフト関係ですとかそういったことについては、今後も続けて誘致をしていきたいのだということでした。なかなか条件ですね、外から入ってくる方々についてはなかなか厳しい条件があるようですので、一朝一夕に入っていただけるという状況でもないということでした。

それについて質疑ということですが、少しでも入っていただくように光ファイバーの設置状況等とはどんなものだろうということで質問がありましたが、ここにありますように田崎・新堀新田の工業団地ではNTTとしては敷設の考えはないということです。また、では先ほども言ったように、これから敷設していくから企業さん来てくださいというようなことでは設置の方向としては遅いということですので、今後また検討していくということでありました。

あるいはまた、この不景気の中で売却した土地をまた買い戻し等々ということがあるのかどうかというような話でしたけれども、市の方に返ってくるというよりは当事者が他の所へ転売というようなことが、現在の趨勢のようであるというような説明がありました。

つづきまして生産調整についてでありますけれども、それぞれまた付いている資料に基づいて説明があったわけですが、先ほどありましたように900トン増えるというような方向で市としては取り組んでいくのだと。生産調整、少しでも多く作らせてもらえるような方向でいきたいのだということで力強く説明あったわけですが、それぞれ効果があって先ほどのようなお話になったと思っておりますけれども。

生産調整につきましても質疑としまして、食べるお米だけではなくて燃料用の作付けにも取り組んだり、あるいは酒米ということも取り組んでいってはどうかと。そういったものに対して助成する考えはないかというような質疑がありました。今のところ蒲原の方では全農を中心にバイオエタノール米ということで作付けをしていたり、あるいは過剰米対策に使いたいというようなことであつたりと、それから酒米については現状今こうですというような説明がございました。あと、やはり作るばかりではなくて販売、売っていく方、あるいはお米の消費対策について考えていくべきではないかというような意見も出されておりました。

続いて水道事業の現況についてであります。それぞれここに書いてあるように現状等について説明があったわけですが、そのあと質疑等々の中でですけれども今後の課題として、いろいろなコンピューター関係の設備の更新というのが出てくるということ。これも今までそれぞれ考えていたのが、浄水場だけ、あるいは水道企業団という昔の企業団の所だけという考えであっていくらいくらというような積算をしていたわけですが、これもそうではなくてそれぞれの配水池ですとかそういった所の設備の更新まで絡んでくるということで、そういったことがこれからの課題になると。

あるいはまた水道ですので、浄水場への出入りこちらの方の管理といいますかをきちんとしていってほしい。あるいはそのことをどうやっているかというような質疑。あるいはきちんとしていますよというような答弁がございました。

続いて下水道事業の現況についてです。これにつきましても企業部長からそれぞれ説明があったわけですが、やはり分担金、負担金の先ほどの滞納の部分ですが、こちらの方について何とか少しでも 今後は寄付というような形になってくるわけですが、そちらの方でも対応していただきたい。少しでも入れていただきたいということで頑張っているという話。

それから汚泥の処理について、やはりバイオマスタウン構想の中での事業選択ということなことで、国の予算等々を使った中でまた有利なものを使いながらいい方向に、あるいは少しでも今の下水道の方の負荷といいますか、負担が少なくなるような形でというようなことを検討しているかという質疑がございました。いろいろな構想あるいはディスポージャーということで実験もしているわけです。そういったことがあるわけですが、たった今それがすぐできるかと。決められないというようなことでしたが、これについてもまた委員の方から積極的に考えてほしいというようなことでありました。

その他につきましては、市道認定の基準の見直しについて、あるいは道路特定財源について、それから建築確認申請の状況についてということで説明がありましたし、また、滞納処理にかかわる問題についても、副市長の方からそれぞれ説明があったところであります。以上で報告にさせていただきます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

山田 勝君 降雪センサーについての部分ですが、2点ほど伺いたいと思います。私、電気工事をやっている関係で、仲間からセンサーの不良・故障といったものが非常に私の耳に入ってきました。それでそういったことに対する説明なり質疑がありましたかどうか。

それからもう1点。このセンサーについては特性としてスイッチのオン・オフを非常に頻繁に繰り返します。そのことによって節電をして節水をしていくということですが。見ますとポンプ類それから制御盤類、非常に古いもの多くて、そこにオン・オフを繰り返すということは非常に壊れやすくなります。稼働部があるということは、そういったことに関する耐用年数を超えている設備の、本当にこういう負荷をかけて長持ちができるのか。センサーそのものではなくてポンプ盤とポンプ本体について長持ちができるかどうかというような

説明なり質疑がありましたかどうか伺います。

樋口産業建設委員長　新しいセンサーといえますかについては、非常に感知の微妙な調節が必要だというお話はありましたけれども、故障云々ということについては話として出ておりません。

もう1点。制御盤あるいはポンプのオン・オフということについても、話として説明もありませんでしたし、私どもの方からの質疑としても出ておりません。

岩野 松君　1点だけお伺いします。6ページの水道事業のことですが、水道事業のコンピューターの更新についての積立金が14億円あるということでびっくりしたのですけれども。前に私どもで水道料の値下げで市長交渉を行ったときに、10億円ぐらいかかるのではないかということで積立をしていると。ただ、現在ではそれも性能も良くなり、なおかつ最初の予測よりも安くなるのではないかという話があったのです。けれども、未だにそれを積立をしていて14億円になったということだと思のですが、それはいつ頃更新する予定があるとか。それから今調査中ということですが、いつ頃という時期がなければ、ずっとこれからも積立をしていくかどうかというような話か説明かがあったかどうかお聞かせください。

樋口産業建設委員長　先ほどお話ししましたように金額につきましては、水道の設備だけではなくて、引き取るといえますか各配水の方の施設にも設備として更新をしていかなければいけないということがわかったということですし、調査中であるということについては、今言ったコンサルタントに本当にいくらかかるのかを今何しろ調査をしてもらっているという話が出ております。いつまでずっとやるのかどうかということについては、話は出ておりません。

議 長　ほかにございませんか。

阿部久夫君　1点だけお聞きします。4ページの企業誘致についてでございますが、委員会では、部長の説明では工場用の造成団地に対しては非常に難しいと。そうした中で今できることはオーダーメイド方式やそういった誘致と、民間の空き地等を使つての企業誘致だということは、市長も以前からこういった企業に対しては力を入れていくということを言っておられました。果たしてこういった企業誘致に対してどの程度の見通しがあったのかないのか。そういった質疑があったのかないのかお聞きいたします。

樋口産業建設委員長　そういった空きビル等々を使ったということ限定ではないのですけれども、説明の中では「そちらに行きたいのだが」という電話とかが来るけれども、ただ、土地の値段ですとかある程度ちょっと話を始めて「では検討します」で、相手方の方からはそこでもう終わってしまうというふうなことでの説明というか話がありました。

議 長　質疑を終ることにご異議ございませんか。

松原良道君　1点、2ページですけれども。私はこれを読んでいて理解しづらいのですけれども、どういう説明があったのかをちょっと。市や県の払い下げの機械で公道除雪はできないことで指導しているという、この意味がちょっと私はわからないので何か説明があり

ましたでしょうか。

樋口産業建設委員長　これはロータリー除雪車という意味ですけれども、今まで市で使っていたものを市内の業者さんに払い下げをしてということだったのですが、基本的にロータリー除雪車については、今後、市の方で持っていてそれを業者の方に貸与していく方針だということでありました。それが何ていいますか書いたものにはこういうふうになりました。

中沢俊一君　13番議員からもありましたが、企業誘致でございます。お隣の魚沼市では13億円という巨額のお金をかけて団地造成を行うわけでありましてけれども、先ほどの委員長の説明を受けていけば、若者の働き場所、それこそ少子化に向けての一番大事なこの基本的なことについて、何もしていないということに私は聞こえるのですよね、市の方は。これで委員の皆さんからはそういう市の姿勢に対して、それを正すような質疑なり意見なりがあったかどうかを聞かせください。

樋口産業建設委員長　すみません。そのことについては、もちろんもっと一生懸命やってくれという話は出ております。意見・質問の中で、例えば十日町では熱心にやっているが、これから環境ビジョンあるいは産業ビジョンを作るわけですので、そちらの中でもっと市の財政的な補助をしたりとかということで、もっとやっていくべきではないかということはお出ております。

議　長　質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終ります。

議　長　社会厚生委員長・牛木芳雄君の報告を求めます。

牛木社会厚生委員長　それでは、社会厚生委員会のご報告を申し上げます。

期日は、平成20年1月30日水曜日でありました。委員9名全員出席でありまして、議長からも出席をいただきました。

調査事項は、1番の認定こども園について、2番特別養護老人ホーム「みなみ園」についてから5番の榊形山最終処分場について、そしてその他であります。

調査の内容といたしまして、執行部から市民生活部長、福祉保健部長、あるいは関係する次長・課長からご出席をいただき調査を行いました。

次ページをお願いいたします。調査事件の1認定こども園についてであります。現地調査も行いました。視察先は浦佐保育園及び浦佐幼稚園であります。子育て支援課長から資料に基づいて説明がありました。資料につきましては、後段の8ページから11ページに添付をしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

「認定こども園」は、平成16年6月に制度化をされたということでありまして。特徴としては保育に欠ける子ども、あるいは欠けない子ども両方受け入れて教育及び保育を一体的にやる機能を持ったものである。こういうことでありました。

後段に書いてありますようにメリットとしては、親の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能になるとこういうことでもあります。そして今、市立の幼稚園であります、児童が減

少している中で運営や経費の改善ができると、こういうことが説明でありました。

主な質疑や答弁をそこにいくつか挙げておきました。一つご紹介を申し上げますが、3ページをご覧ください。「認定こども園」は全国で105件、県内では初めて「金城認定こども園」が4月から開設される。金城、浦佐のほかに市ではまだ「認定こども園」を広げていくことは考えているのかという質問に対して、課長から、今のところ「認定こども園」を増やすことについては考えていないと。保育園の統合や改築等にあわせて運営をできるだけ公設民営化の方向で考えていきたいと、このような答弁がありました。以下、ご覧をいただきたいと思います。

調査事件2番であります。特別養護老人ホーム「みなみ園」についてであります。これも現地調査を行いました。視察先は社会福祉法人南魚沼福祉会の特別養護老人ホーム「みなみ園」であります。みなみ園の施設長及び福祉課長から資料に基づいて説明がありました。資料は12ページから16ページに添付をしてありますのでご覧をください。

かいつまんで申し上げますけれども、「みなみ園」は昭和63年4月に開設をされました。今年でちょうど20年になるそうであります。昨年20周年記念をやったわけではありますが、20年であります。入所定員が70名。その下をご覧いただきたいわけではありますが、入所負担については入所と同時に住所を園に移すということでありまして、すると単身世帯と見るので入所者の個人の年金収入等で算定をされて減免対象者が多いと、こういうことあります。これが特別養護老人ホームの大きな特徴であるということでありました。そして市内には350人の特養の待機者がいるということでありました。

次には主な質疑をそこに挙げてありますが、一つご紹介申し上げます。最初であります、介護度が1あるいは2でもだんだん重くなっていくと。待機者の350人の数字の中には先を見込んで軽くても申し込んでいる人が多いのではないかと、こういう質問がありました。答えは、確かに介護度の1でも2でもかなりの方が申し込んでおられる。あくまでも家庭状況等をかながみて介護度の重い方、重度の方を特養に入れて、軽い方については在宅支援の方向で考えていきたいということあります。「みなみ園」では平均介護度が4.0だそうでありました。その他いくつか質問がありましたが、以下記載のとおりであります。ご覧をいただきたいと思います。

調査事件3、斎場の運営についてであります。市民課長より資料に基づいて説明がありました。17ページ、19ページに添付をしてありますのでご覧をいただきたいと思います。

斎場の利用状況であります、これは年間700件前後であります。市内では600件前後の間で推移をしているということでありまして。来年度以降、斎場の改築に向けて地質調査、土地の購入、基本設計の見直し等で委託料、あるいは公有財産購入費と合わせて900万円ほど計上しているというふうな説明でありました。

主な質疑であります。そこに挙げておきましたが、炉の数はいくつになるのか。また、今の炉、新しい炉の時間 これは焼きあがる時間ということではありますが 時間はどのくらいかかるのかということでありました。答弁の中で4炉を考えている。時間は現在のもの

は火を点けてから約1時間半、新しい炉は1時間だと。また、今の炉は自然に冷ますので収骨まで30分くらいの時間を要するというものであります。しかし、新しい炉は冷却装置が付いているので、全体の火葬時間は大幅に短縮されるとういう答弁でありました。以下いくつかありましたがご覧をいただきたいと思います。

次に6ページをご覧ください。後期高齢者医療制度についてであります。資料は20ページ、21ページに添付をしておりますのでご覧をいただきたいと思います。市民課長からの資料に基づいて説明がありました。ご覧のとおりであります。質疑はありませんでした。

次に5番目、榊形山最終処分場についてであります。資料は一番最後でありましょうか22ページから24ページに添付をしてあります。環境課長からこの資料に基づいて説明がありました。榊形山最終処分場は平成10年9月に供用が開始となりました。その後、中越地震あるいは豪雪等で被害を受けました。17年度、18年度で補修をしたところであります。このような説明がありました。その工事費用は1,390万円ほどかかっている、このようであります。次のような質疑が1点あったわけでありましたが、ここに記載のとおりであります。

6番その他でありますけれども、ご覧のように国民健康保険についての市民課長からの説明ほか5点がありました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 一番最初の「認定こども園」について、ちょっと私の勉強不足であります。料金は、保育園に入る人と幼稚園としての入園した場合は、体系が異なるというふうに書いてありますけれども、中身ですが、例えば保育園の場合は非常に高い額になる人もいなくはないと思うのですけれども、保育園は今までどおりの時間差とかそれからそういうのをするけれども、幼稚園で入った場合は時間が限られるという。入る人の受ける側の考え方ですけれども、そういうふうに理解してよろしいのでしょうかどうでしょうか。そこら辺何か説明があったかどうか。

牛木社会厚生委員長 ありました。料金は二つの体系になると。保育園で入園した方は保育園の料金体系。これは何段階ですか、所得に応じて体系がありますね、その保育料。それから幼稚園で入園した方はこれは所得には関係なくて幼稚園の体系。二つの体系が存在するとういう説明でありました。

岩野 松君 それはわかったのですけれども、内容です。だから通う時間とか、それから中身についてはどういう違いがあるのかということですよ。

牛木社会厚生委員長 午前中は幼稚園と保育園と連携して一体的な運営をすることとなりますよね。そうすると午前中は保育に欠ける子ども、欠けない子どもも一緒に幼児教育を行う。そして午後からは保育に欠けない子どもは時間が終わったら降園すると。保育園の方は都合があれば7時くらいまで預かって保育をするとういうことだそうです。というふうに説明がありました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で、所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。

本会期中の特別会計の当初予算議案、請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行ない、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計の当初予算議案、請願及び陳情を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成20年請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願から、日程第12、平成20年陳情第4号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情まで、以上7件を一括議題といたします。

請願第1号及び陳情第3号を総務文教委員会に、請願第2号を産業建設委員会に、請願第3号、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第4号を社会厚生委員会にそれぞれ付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第13、第1号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第1号報告 専決処分した事件の承認について（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第1号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第14、第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成19年度一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お聞きします。いわゆる福祉灯油のことではありますが、これは各行政区の区長さんがそれぞれ申し込み用紙を配付したわけですけれども、一人暮らしというようなことがきちんと明確に受け止められなかったというか。聞いてみると「俺も出した、俺も出した」と言う人を聞くのですけれども、実際、応募をされた方の数とそれから承認された数というような対比をひとつお聞かせ願いたいと思います。

福祉部長 では、申請をされた方で審査の結果の却下をした数を申し上げます。2回却下の通知を差し上げました。1回目につきましては、140件の方に対して却下の通知をしました。2回目が38件却下をやりましたので合計で168件について、申請を出された方について条件に当てはまりませんでしたので却下のご案内を差し上げさせていただきました。（「聞こえなかった」の声あり）

申請の数につきましては、行政の状況報告書の84ページにあります。2月の22日現在で1,209世帯であります。

笛木信治君 終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成19年度一般会計補正予算（第4号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第2号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第15、第1号議案 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 長 採決いたします。

第1号議案 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 長 日程第16、第2号議案 事件の和解並びに損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第2号議案 事件の和解並びに損害賠償の額の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとみとめます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時といたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長 日程第17、第3号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 4款の31ページ、病院事業対策費で城内病院事業会計補助金についてお聞きしたいのですが、ついこの間18年度決算があったわけですが、その18年度決算の中で診療報酬を戻さなければならないという話をちょこちょこ聞いたのですが、その経緯とこれは関係あるのかなのか。その点をお聞かせいただきたいのですが、よろしくをお願いします。

総務部長 本件のこれは繰出基準に基づきまして、基準は国で発表するわけですが、それに伴っての追加でございますので診療報酬に関係したものではありません。

牧野 晶君 決算が終わって診療報酬を返してくれないのかなのか、返す必要が出てきたという話を聞いたのですが、それはどういうふうな。ちょっと説明をしていただきたいのですがよろしくお願いたします。どういうふうな経過でその診療報酬を返還しなければ・・・いいです、では病院のときにやります。

中沢俊一君 31ページ、清掃費ですが、可燃ごみの処理費の関係で飛灰の処理量が2,000万円近く減っております。トン5万円ちょっとだと思っておりましたから実量で400トン弱の減だと思います。大量に減っているこの原因は、さっきの受け入れ料金の減と合わせまして何か特殊な減量の事由があったかどうか聞かせてください。

市民生活部長 飛灰の関係でございます。細かい分析はしておりませんが、ごみの減量分と、あとごみの質がだいぶ良い質と言ったらあれですが不純なやつが入ってこないというようなことで、先ほど言われましたように約380トンほど減の見込みです。以上であります。

宮田俊之君 19ページの16款の指定寄付のことについて伺います。12月議会でもこの指定寄付についてお伺いしたのですけれども、仕組みについて少しお尋ねいたします。

このあと条例等もあることでそちらで伺ってもいいのですけれども、指定寄付があった場合に市の方はそういった事業を行う前提で指定寄付を受けるのか。そういったことを受けて市がしっかり、この場合であれば展示室ですかを建てるという事業は市がしっかり行ったことなのかどうか。それともこの復元する会が建設等々に関わって自主的に建てたものなのか。の辺についてお伺いいたします。

総務部長　この復元をする会の皆さんが長年「こうりんぼう」といいますか川舟を復元したいということでいろいろ案を練ってきたのですが、今年になって非常にその辺の機運が高まり、また、自分たちでもかなりの拠出ができるというようなことになり、そういう背景を受けまして市の方へ相談がありました。市の方でもいろいろ検討した結果、観光行政に非常に役立つ施設だと。市としても大変ありがたい事業だというようなことで、一部宝くじの補助金をもらいましてそれとあわせて会の皆さんからの寄付金、市が100万円だかちょっと付け足したと思ったのですが、そういうことで設置をさせていただきました。

今後でもそういうようないろいろなことがあればやるのかどうかということになります。やはりこれはいろいろその後の維持管理の問題も出てきますし、その事業そのものが本当に市の行政にとってプラスになるのかどうか。その辺もかなり斟酌したうえで、市でやる事業にするのか、あるいは反対に補助金だけ出してその団体の資産としてやってもらうというようなことも、その時点、時点で考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

笹木信治君　1点お聞きします。10億円からの減額補正ということですが、公債費借替によるものだというのわかりますが、民生費も1億1,700万円と大幅な減額です。見てみるとみんな三角が付いているわけですが、これはちょっと基準が厳しすぎるのではないですか。私は1項目でこれだけ余るといってはちょっとやはり問題だと思うのですが、そこら辺の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。教育費の800万円もありますけれども、やはりこういうのは本来足りないくらいが当たり前でこう残すというのはどうも納得できないのですけれども。

福祉課長　今回減額というのは決算見込みによるわけですが、基準につきましてはそれぞれ要項等に基づいてやっているわけですので、不足の部分があるとすれば今後はそういった状況を見ながらその制度を改正する中で予算の組み立てをしていきたいというふうなことで。今回の補正につきましてはそういったことで基準に基づいて、たまたまそういった執行が少なかったというふうなことで減額ですのでご理解いただきたいと思います。

岩野 松君　関連になりますが、介護保険対策費を特に私はお聞きしたいのですけれども。この減っている原因は認定替えによるというのが大きいのでしょうか。それとも介護をしてもらう人の数が絶対的に減っているのか、ここで特別繰出金をする分野が減っているのかどうなのかちょっとお聞かせください。

福祉課長　介護保険の特別会計につきましてはこのあと補正予算を説明させていただきますが、全般の給付額が落ちているということで、それに伴って一般会計からの繰出金が減

額になっているというふうなことでございます。

阿部久夫君 1点お聞きしますが17ページの県営塩沢ジャンプ台の管理委託金が32万5,000円あがっています。県もジャンプに対してはいろいろ今後どのような活用、使っていくかということでもって、それぞれ市の方も積極的にあれだけ立派なジャンプ台があるのですからできるだけ。どのように活用してもっていくのか。ただ管理だけ委託していくのか。その点についてお聞きしたいと思っておりますがお願いします。

市長 県営のジャンプ台につきましては、国体関連ということで今、改修を全部終わらせたわけですが、その後の使用につきましては県から管理委託費を私どもが受け取りまして、地元の皆さん、石打丸山スキー場が中心になりましょうか。その皆さん方から

そこに特定するということではありませんけれども、いろいろの大会誘致だとかそういうことでスキー関連の振興と観光面に結び付けていただくように、大いに使っていただくという思いであります。まだ、具体的にどういう大会があるとかこれはまだ決まっておりますけれども、あれだけの施設が改修できましたので十分活用させていただきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第3号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第4号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第4号議案 平成19年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第5号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 先ほどもお聞きしたのですけれども、減額したことは決算の見込みはわかりましたが、なぜそういう決算になったのかということが聞きたかったのですけれども。今年には特に介護度の低い方の認定替えがあり、それで使用する項目やそういうのが減ったということが言われておりますが、それによる結果であるのかないのかということをお聞きしたかったのです。

福祉課長 12、13ページでございます。要介護1から5の方々に対するサービス、介護サービス諸費、第1項でございますが、この中で施設介護サービスの部分だけが増額になっております。これにつきましては特養等の入所者、特養の入所者が重度化しているというようなことで報酬単価が上がっているということもありまして増額になっております。

そのほかの減額につきまして特に今ほど岩野議員が言われましたように、訪問ヘルプサービス等の使い方についてハードルが高くなっているというふうなことで、そういった部分については給付額が当然落ちているということは考えられます。

それからもうひとつはこちらの中で地域密着型サービスというのがありますが、これが6,300万円ほど減額になっております。これにつきましてはその施設で泊まりもできる、通いもできるという在宅支援の一番画期的なサービスの形態だというふうなことで18年度からスタートしたのですが、これがまだちょっと利用者の皆さんに浸透していないといえますか、施設も稼働率が5割程度だということでその辺も減額の要因というふうになっております。

それから2項の介護予防サービスの方でございますが、これは今ほど岩野議員さんが言わ

れましたように要支援1、2それから要介護1から5というふうなことで認定のランク付けが変わったわけです。当初考えていたよりも要支援、介護予防に該当する方の認定がなかなか予定よりあがってこないというふうなことで、第3期計画の中では19年度は904人、要支援1、2になるという予定をしておりましたが、実際にはその半分の469人というのが今の認定の状況ですので、そういった該当者が少ない分、費用もそちらの方へ流れないというふうな状況でございます。

そのあとの14、15ページの方の地域支援事業でございますが、こちらの方も特定高齢者の事業を中心にやっているわけです。その特定高齢者の人数が第3期計画の中では684人ということでおおむね高齢者人口の3パーセント、4パーセントということで予定しておりました。けれども、この決定する人数だけはあがってきているのですが、この事業に参加する人数がなかなかあがってこない。というのは該当者に「特定高齢者に該当しますからこういった施策に参加してください」というふうなお話をして、「いや、私はまだそういった事業に参加するようなことにはなっていない」ということで、なかなか事業に参加していただける人数があがってこないというふうなことでその費用も減少しているということです。ここの特定高齢者の把握事態は基準が変わったことによってあがってきているのですが、参加する人数があがってこないというふうな課題がありますので、この誘い出しも含めて今後の対応が問題だというふうに考えております。以上でございます。

岩野 松君 実は特に訪問介護の問題ですけれども、介護保険というのは訪問介護を充実するという立場で確か作られたというふうに私は認識しております。けれども、今そういうのでこの地域で砦となっているのは、社会福祉協議会がそれを受けてそうやって皆さんのところへ伺っているのですが、そこが非常に減少しているということも聞いております。やはりそういう対策に対してのもう少し手厚いピーアール、それからせっかく人数が認定されてもそれに対する利用者が少ないというピーアールの仕方なんか大きくあるのかなという思いもあります。ぜひ、そこらへんは改善して欲しいと思っていますのでよろしくお願い致します。

福祉課長 今ほど話がありましたように訪問介護につきましては、社会福祉協議会の方で認定外の方にもサービス提供をしていこうということで、4月からやる準備をしているようです。そういったことでホローをしていくというようなことになろうかと思えます。

それからピーアール不足につきましては、私どもも感じておりますのでぜひ改善してまいりたいというふうに思っております。

中沢俊一君 1点だけお伺いします。ほかの自治体からこの町に移住をしてこられた認定の市民がおられるわけですが、ほかのところでは介護度2であったと。こっちへ移ってきたら介護度1にしか認定されない。特別常態が改善したわけでもないのに自治体によって認定の基準が違うのかというような問い合わせがございました。そういうことがあれば由々しきことだと思うのですが、その辺の実態について教えてください。

福祉課長 介護度の判定につきましては、認定審査会の方で主治医の意見書等を参考に

しながら、それぞれの合議体7名から8名程度のメンバーで公平に審議されているというふうに考えております。それで今ほど言われましたように自治体間の差があるというふうなことであれば、問題でございます。今もそういった認定調査等については毎年研修会をしながらレベルの維持、向上を図っているわけです。そういったところに力を入れていくというふうなことでやりたいと思いますし、そういったばらつきのないように努めてまいりたいというふうに思っております。

中沢俊一君 私ども介護保険が始まってまだ3年というドイツを見てきたときのあれですが、やはり年数が経ってくると認定のレベルが下がってくるといいますか、きつくなってきたのです。というのはやはり国の負担が増えてくるものだからどうしてもその辺の基準を強めざるを得ないと。私どもはそういうふうに感じてきました。こういうことは自治体によってあってはならないと思っておりますし、本当に厳正な見直しといえますか検討をお願いしたい。以上です。

福祉課長 南魚沼市において特別なルールを設けて判定しているというふうなことはありませんので、あくまでも基準に沿って適正に審査してもらおうということでやりたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第5号議案 平成19年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20、第6号議案 平成19年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

企業部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけお聞きいたします。先ほど若干の説明もあったのですが、9ページの使用料及び手数料のところ。公共下水道2,000万円の減額ということで、

4億2,000万円のうちの2,000万円、誤差といいますか伸びなかったのだと言われればまたそのぐらいの誤差の範囲でしょうけれども。ただひとつ心配は、工事は順調に進んでいる、そしてその見込みの中でつなぎこみ等を予測しながらたぶんこういう使用料等は予定をしていると思うのです。ひとつ心配なのは、つなぎこみが実際思ったほど伸びていないとか、そういう要素が含まれているのかどうかということだけ確認したいと思います。

企業部長　やはりつなぎこみも影響はあります。ありますが一番の問題は冬季間。去年、おととしの豪雪のとき、やはり水道も同じですがものすごく水量を利用する人が多かった。これが小雪になるとそれがまた逆の立場になるというのが1点あります。

それとつなぎこみの率の問題もあろうかと思いますが、今回の場合はその冬季概算というのがまだ今の時点も冬季概算だと。それを次の年に精算する面があってこういうかたちが生まれているのかなと、1点はそれがあろうかと思います。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。

第6号議案　平成19年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第21、第7号議案　平成19年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　（提案理由の説明を行う。）

産業振興部長　（説明を行う。）

議　　長　　質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第7号議案 平成19年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22、第8号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第8号議案 平成19年度南魚沼市訪問看護特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23、第9号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

宮田俊之君 7ページの方で教えていただきたいと思います。先ほどの説明ですと城内病院の薬品費と診療材料費ということで1,700万円の増額という話ですが、外来とかの方が入りが少なくなって患者が少なくなっているとの説明の中で、おおむねこの程度の診療売

上であればこの程度の医薬品であろうということで、予算が当然最初に算出されていると思うのです。入りが減って患者も少なくなって突然この時期に1,700万円必要だと。ましてや350万円については酸素の方が増えたからだということですがけれども、この訪問看護で増えました患者さんの人数、これをちょっと教えていただきたい。1,350万円については中身についても教えていただきたいと思います。

大和病院事務長 薬品費の伸びでございますが、これは当初予算を組むときにぎりぎりの予算で組んであって、当初見込みがちょっと甘かったといえば甘かったということがございます。あと、高額な薬品が比較的多く使われたということで1カ月分ぐらいの薬品費がここにきて不足になったということだと聞いております。

それから診療材料の方は先ほど申し上げたように在宅酸素が増えたということで等が増えたということでございます。

城内病院事務長 ただ今の件についてお答えいたします。医薬品が伸びたということにつきましては、今ほど大和病院の事務長が申し上げましたように当初予算の積算が甘かったということは確かにございます。さらに通年を通して患者さんがおいでいただく中で、先生の方から高額な医薬品とかも実は出ておりましたり、それからあるいは引き続きあまり出ないようなと言っては変な言い方ですが、そういった患者さんからのご要望のある高額な薬品費があったというようなことがありまして、だいたい1カ月100万円ちょっとずつくらいでしょうか予算に対しての増額になってまいりました。その結果がここにきて出たものというふうには思っています。

それから在宅の関係ですが、今は院長先生が約40名ほどの方を往診といいまして出かけて診ていただいているわけでございます。そういう中で非常に患者さんもそういう部分では増えております。外来の患者さんは確かに若干当初の計画より落ちておりますけれども、往診部分とかそういった部分につきましては非常に増えているところでございます。以上であります。

宮田俊之君 実はここで同じ質問を1年前にもしてございまして、高額な医薬品を使われたという全く同じ説明を私は受けた記憶がございます。そこでお伺いしたいのですが、高額な薬品を使って保険対応にならない部分は自費で払うわけですがけれども、当然そうすれば収入が伸びるわけですね。私はそう思うのですがけれども、その中で高額な薬品が増えた、増えたと言ってこうやって月100万円ずつも薬品費が上がるといふことになりまして、全くこの計画自体が成り立っていないのではないかと、この見込みが全く立たないのではないかとと思うのですがけれども、その中で薬品を決めるのは、先生の方がメーカーさんと決めていると思うのですがけれども、この辺について先生が言えばすべて認めるというような仕組みになっているのか。メーカーさんとどういう付き合いかわかりませんが、このへんについてもう少し突っ込んだお話を聞きたいと思うのですが。

大和病院事務長 処方箋は医師がしますので基本的に医師の処方したものを使用するということになります。

牧野 晶君 先ほどの続きになる前に1点だけ。市報などで毎回、毎回看護婦を募集されているわけですが、安くてどんどん上がっていくのが公務員の給料なわけですが、県の職員さんと基幹病院委員会の懇談会の中で、県の方は今後はなからなるべく給与を上げてあまりかわらないように、多少は上がっていくけれどあまり変わらないようにして看護婦の確保をしていくようにしていきたいというふうな言い方をしたのです。

そういうふうな考え、視点というのを。今、安くて上がっていくというのではなくてなるべくちょっと高めに払ってあまり上がらないようにして、要は途中でもう10年経ったらそれはほかの人に比べたら負けてしまうかもしれないけれど、転職も今度はできないわけですよ。転職すると給与が下がってしまうとかそういう視点。そういう点で困り込みをしていく点も必要ではないのかなと思うので、その視点についてどう考えておられるのか。

あと戻りますけれど城内病院は18年度は黒字になったということで大変喜んでいてるわけです。でも、何かいろいろあって診療報酬を返さねばいけないなんていう話をちょっと聞いたのですけれど、せっかくお医者さんが一生懸命努力して患者さんを面倒みたのに、なぜ診療報酬を返さなければならぬのかなと私は非常に頭にくるわけです。一生懸命したけれども医師数が足りなかったというので社保庁に金を返さなければいけないなんていう話をちらっと聞いたのですけれども、その点どういうふうな経過でどういうふうになっているのか、考え方を聞かせいただければと思います。

大和病院事務長 それでは前段の件でございますが、議員おおせのとおりでございます。今、看護師の給料というのが医療職3という給料表に規定されております。市立病院の給料表というのは県の給料表よりもちょっと一段ぐらい低い給料になっておりますけれども、そういう中で今おっしゃったように右肩上がりといいますかそういう給料表がとられております。

それで私どもでも経営改善検討委員会等でいろいろな部分を検討しておりますが、そういう中でやはり今ご指摘あったように、看護師は結構体力勝負だとかそういったものもありますし、それから民間病院だとか都内の病院、首都圏の病院等については、非常に最初の給与を上げておいてそれからなだらかな傾向になるというようなのが強い。すごくやはり例えば聖路加病院だとかあいう有名な病院というのは、看護師の平均年齢が非常に若いわけです。と言いますのは35歳だとかそういうところで次々に替わって行くというようなものがあります。そうしますと非常に医業収益に対して占める人件費率が低く抑えられるというようなメリットもあります。

そういうことも考えながら実は今検討しているのは、例えば給与形態等もある程度病院の形態にあわせて変えていけることが可能なような、例えば公営企業法でいいますと全部適用ですとかあるいは独立行政法人化、国立大学の病院がなりましたけれどもそういうようなものも含めて。あるいは今度は逆の見方をしますと、かなり高齢になってきますと夜勤だとかそういったものがきつくてそれがだめで辞めるケースもあるのですけれども、そういう者も辞めなくていいような形の中の給料表はどうなのか。優秀な看護師を確保していくためにで

すね。そういうこと等々も考えながら今検討しておりますので、すぐというわけではないですけれども、そういう方向にあまり遅くならないうちに行かなければならないのかなというようなことは私どもの中では話として出ております。それが前段の件でございます。

それから後段の返還金のことでございますが、これは城内病院の方で院長先生からも大変頑張っていたいて、それに対して診療報酬をお返しするというのはおかしいのではないかとということですが、ひとつはやはり医師不足が原因になっております。ひとつ医師法の中で決められておまして、ある程度一定の医師がいなければこれだけの患者は診られないという部分がありますので、それを一生懸命やっておられてその数を超えてしまったということですね。超えてしまって診療所ですとそういうことはないのですけれども、病院ですとそういう取り決めがあります。それによって診療報酬の10パーセントを返納しなければならぬという、ちょっとなんといいですか一見割りにあわないようなものがあります。けれども、それは決まりは決まりでございますので、そういうかたちで厳粛に受け止めて、なんといいてもやはり医師不足が一番の原因でございますので、大和病院、城内病院共に医師の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

牧野 晶君 前段の部分は大変わかりやすくよかったという思いがあるのですが、後段の部分を確認させていただきたいのですが。医師不足、医師がないというので当然医師をどうやって探していくとか、大変尽力されていたというのはわかるのですけれども。医師がいなくて患者さんをいっぱい診たというのは、決算が3月31日で終わるわけですよ。そこから閉鎖期間通過で9月の議会に出てくるまでに、医師の人数に対して要は患者さんを診すぎたなというのはわかるわけですよ。というふうに思うのですよ、私は事務的に考えれば、そこを失念していたのかどうか。そこを失念していたのであれば、要はちょっと決算の方法が悪かったのではないのかなと私は思いますし、はなからもうそんな返す気はないのだよという、なんと言うのですかね、とっちゃえ、とっちゃえというふうなのであればそれはそれでまた法令順守というかという問題があるし。本当に医師を探しているというのは非常に評価するし、こればかりは逆に社保庁に、金を返せなどというのであればお前ら医師を連れて来いなどというふうに言いたいぐらいですけれども、そういう決算の点で問題はなかったのか。決算で気付かなかったのかどうかという点についてお聞かせいただきたい。お願いします。

市長 これは今ちょっとふれていますように医師が一応病院は3人、最低でも平均して2.7とかというそういう数字があるわけです。城内病院はご承知のようにあの当時は堀内先生がいてクリアしたときもあったり、あるいは辞めて青木先生が行ったとか、あの先生がとかいろいろ出たり入ったりがありまして、その数値が2.7だったか2.3を長く下回ったという認識がちょっと私も含めてなかったものですから。それで小山先生が一生懸命稼いでいただいたと。ところが社保庁が調査に入ったらそういう期間がちょっとあったと。だからその区間は医事法だか医師法だかの定めによってそれをお返ししなければならぬと、こういう結果になったわけです。

今おっしゃったようにやはり診療所であればそういうことはないのです。ですので非常に理不尽な部分もありますが、また、人の命を預かる医師として何でもいっぱい診ればいいやという部分もある程度抑制しなければならないとそういうこともある法律でありますので、今回はしぶしぶその勧告にしたがうということでありまして、これからそういうことのないようにきちんきちんと医者の出入りの数もチェックしながらやっていかなければならないわけです。そういう部分がちょっと私も含めて欠如していたということでありまして、そういう面はおわびを申し上げなければならないわけですが、小山先生も非常に怒っていましたけれどもこれはどうしようもない部分があって法律でありますので。そういう面で慰めながらなんとか納得してもらったと。塩沢の荒川先生でしょうか、そのことに非常に憤慨して投書をいただきました。そのようなことが許されるはずがないと。とうのは小山先生の言うのが正しいという意味ですけれども、それはそれとして法律で決まっておりますのでその処置にしたがわなければ、また何らかの処罰も出てくるということですので、今回はそういうかたちに、これはいつきちんと決算するのか・・・では、そのあとは城内病院の事務長にお願いいたします。

城内病院事務長　今ほどの件でございますが、18年の最終的な患者延べ数が出ました結果をもって、この医師不足が70パーセントをクリアしているかどうかというのが第一のことです。今、牧野さんが言われるように18年10月に社保庁が私どもの病院に監査に入ってまいったそうでありまして。私もちょっと4月からだったものでそのときの状況は詳しくはあれですが、聞いたところによりますとそういう状況であったと。

そのときに社保庁の方が若干その部分は懸念をされていたというような言い方を私どもが呼ばれたときにはしてはしておりましたが、最終的には私どもがその点をよく理解していなかったということで、結果としましてそういうことになってしまいましたことに対しましてはまずもっておわび申し上げます。

そういうことを含めまして昨年の10月ですがちょっと社保庁に出てこいということで呼ばれまして、医事課の窓口の女の子を含めて係長と行ってまいりました。そこで最終的に患者数からいいますと医師が3.41875という数字になるのだけれども、先ほど2.3と申し上げましたが、今、城内病院に青木先生、院長先生の2人及び6人の先生方がおいでいただきましたとしまして換算しますと2.3になるわけでありまして。ですが割り返しますとちょっと68パーセントぐらいでしょうか、ということで70パーセントをクリアできていないよという話になりました。

それでそこがどこからということになりますが、7月以降実質的には堀内先生とか穴沢先生がおいでいただかない状況になったという中でその数を割ったわけでありまして。ただ特例がございまして、3カ月だけは免除するというような部分がありまして、結果として10月以降翌年の3月までの間、入院費の10パーセントを返納させていただくことになりましてよということで担当官の方からお話がありました。「返還」ということはひとつ言葉は出てきておりません。あくまでも自主的な自分たちが気が付いて毎月の診療報酬の中から10パ

ーセントずつを返していくのだと、返してもらっていけばいいのだという話になりました。

それでただ今は、もう少しのところでは額が出てくると思いますが、12月以降一生懸命やりますと、額も確定に努めている状況であります。また額が確定しましたら皆さん方に報告させていただくようになるとは思いますけれども、状況的には今このような状況になっていきます。

牧野 晶君 市長や事務長の話を聞いていて大変わかったのですが、1点だけこのことは言わせていただきたいなと思うのが、今後また同様なことがあったときに、患者を診すぎると医療費を返還しなければならない、あんまり診るなということのないように。その点をあくまでお客さんが来たら診ていくという姿勢であるということだけ、しっかりと行ってほしいなという。ちょっと誤解を受ける言い方もあったのではないのかなと思うのでその点よろしくをお願いします。

市長 もちろん来た患者を診ないとかということではなくて、一生懸命診ていただきたいということですので、要は医師の数だけです。ですのでその医師確保に、臨時であろうがちょっとくらい年配であろうが、とにかく医師確保に努めるということでご理解いただきたいと思っております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きいたします。日々、病院経営をしていただきましてありがとうございます。が、これだけ収益が減るとということは、先ほどの説明の中に医者が辞められたというようなことですが、まず1点、理由がどういう理由であるか。もし話ができるのであればそこをお聞かせ願いたい。

それから今こういう状況の中で、本当にこの地域の住民が安心をして暮らせるだけの医療資源を確保できているのかどうか。本当に新聞や何かで救急車に乗ったけれどもたらいまわしでというようなそういう部分があるわけです。そういう実態がこの地域にも本当に起きているのか、あるいはどうなのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

大和病院事務長 お答えいたします。前段の件でございますが、個人的に差しさわりもありますのでちょっとぼやかしてお話をさせていただきます。長野県から新幹線を通っておられたということで、勤務体系がちょっと特殊でございました。もうひとつは内科の医師でございましたので、内科といいますとかなり外来もやっていますし病棟も診ています。病棟を診ると夕方かなり帰る時間が遅くなるというケースがあります。それから往診をしたり、それから当初産業医もやったりいろいろなことを、透析もやったりだとか。少しやはり私もオーバーワークにならないかなと思って「先生大丈夫ですか」ということを何回も聞いていたのですが、いつも「大丈夫」と返事が返ってくるのでそれを鵜呑みにしたというのを私も反省しているのですけれども、そういう状況がありまして非常にたぶんきつかったのだらうなという気がしております。そういうことのないようにということで教訓にしております。

ですからその医師がいなくなってから、かなり代替の医師等を入れたりしながら切り上げでやってきたのですけれども、その時にも無理がないように入院制限をかけました。ベッド

を出しました。ベッドを入れておくとしても救急車が来るともう他の先生が入れてしまうので。入院させてしまうので、悪いですけどもということで、同じ管内、地区で二次救急をやっている六日町病院、小出病院にお願いをして。向こうも大変ですけどもうちはこの状況ですので、ちょっと入院制限をさせてもらいますということで内科とそれから整形外科を入院制限させてもらいました。整形が10ぐらい、内科が20から25ぐらい。30ぐらいさせてもらいますと単価が一人1日3万2,000円ですから、だいたい30人になると1日90万円から100万円ぐらい落ちるわけです。そういうことを考えていただければいいかと思います。

それからもうひとつは救急ですね。救急は医師の数というのは絶対数でみればそんなではないと思います。ただ、例えば救急救命ができるかできないかという。と言いますとこの湯沢を含めた郡内では、二次救急をやっているのは大和病院とそれから県立の六日町病院ですから。ですから今一番大変なのは、中核病院といいますが二次救急をやっている当直をやっていつでも受け入れ体制を持っている、内科と外科を休みの日は輪番で診るという、そこが一番大変なのです。

医師の場合というのは救急当番で当直をやりますとほとんど寝ないわけですけども、次もまた8時、10時ぐらいまでいますから、30何時間とか1.5日ぐらいほとんど出っぴりなのです。それが例えば医師の数が少なくなってくると、月にだいたい当直当番が4回ぐらい普通だとあるのですが、7回ぐらいになるのです。7回になるととてもじゃないけれどもできないとみまして、今、代替の先生を頼んでいますけれども非常にきつくなります。

そういった今、救急救命というのは非常に大変ですので、その辺が課題です。それで昨年の10月から六日町の院長先生と事務長さんと、それからうちの院長と私と、月に1回ずつ話し合いを持ちまして齟齬がないように、例えば内科だったらどうしようとか、あと小児科だったらどうだとか、それから婦人科だったらどうだとか、整形だったらどうだとかということ打ち合わせをしながら、救急に応えられるように、何らかのかたちでどちらかが応えられるような調整をしております。以上です。

笠原喜一郎君 大変ご苦労さまですが、それでいつだったか宮永院長が、とにかく今の状況の中ではとてもなかなか大変だということで、医師を倍増するとかという、増やしていくという計画を聞かせてもらったことがあったのですが、そのことというのはやはり今はなかなかむずかしいという現実ですか。20年度の予算の中でも医師数についてはそう増えていないように見えますが、その辺のことをお聞かせ願います。

大和病院事務長 医師の確保には院長、私が主体になっていきますけれども、時には市長からも出ていただいて詰めをやってもらったりしています。非常に厳しいです、やはり。ただし、ここで割かしいい方向も出ております。昨日なども院長がちょっと遅れるよと言っていたんですけども、埼玉まで一人で行ってまた医師に直接交渉してきて「あれだいがよくなったぞ」という話をしていましたので、そういう部分で非常によく頑張ってくださいとお願いしております。

そんなことで、ただ、医師もいろいろ例えばさっき市長が申し上げたようにご年配の方もいますし、とれそうな人もいますし。なかなか今一番足りないのが研修医といいですか、大学6年生が終わって2年前期研修、3年後期研修しますけれども、その3年後ぐらいからの人が来ると一番いいのですが、そこら辺がなかなかとれません。どこでもとれません。ただ、それは医師をとるにも指導医と研修のプログラムというのが充実すればとれる可能性がありますので、今そういうところで市長からも足を運んでいただいてある大学に交渉したり、それから新しいプログラムを作ったり、医師のそういうふうに指導医をとったり。という今、準備中ですのでまるでだめだということではなくて、20年度は19年度よりも若干私はいいいのではないかと気がしております。以上です。

中沢俊一君 1点お願いします。賠償責任保険の支払いのことについてであります。市が行っております基本検診あるいはドック、これの信頼に関わることでからお聞きいたします。こういう時代になりましてそういう健診でのミスあたりの係争もあると思うのですが、今までにこういう賠償に関わる係争があったかどうかということをお聞かせください。

それから同じガンでも、乳ガンのように進行の遅いガンに対する責任と、あるいは一部の胃がんとかそういうガンに市も関わっているわけですが、そういう進行の早いガンに対する場合の責任の存在といいですか、そのようなことが当然別々にあると思うのですが、その辺の内容について聞かせてください。

大和病院事務長 最初の今まであったかどうかということですが、これはありました。何年か前にもう5～6年前になると思いますけれども、大和町の時代にお産の関係でありまして、かなり高額な補償をさせていただいたという事例がございます。それはもう5～6年前のことだと思います。産科をやっていたのは平成12年までですから。

それから今のこういうあれですけども、なかなかなんといえますかはっきり申し上げられない部分があるのですが、といえますのはやはりいろいろこういったものが、私の側もそうですし相手側もそうですけれども、手打ちができた中で言い始めるときりがないものですから。それはそれとして、私どもの方はさっき申し上げたとおりまたミスのないように、それからその対応策を考えるとか再発防止策を考えるとかということで、良い地域医療を提供していくようにということをお心掛けるというか。相手様に対してどうのこうのということはもちろん申し上げられるものでもございませんし、きちんとやはり和解がうまくいったかなと思っております。そんなことでございます。

それから今のご質問ですが、今の時代ですのでいろいろこう言ってくる場合があります。いろいろな場合があります。ただ、それがそこで私が説明して終わる場合もありますし、中身は医者でないと説明できませんので、私が説明するわけにはいきませんし。医者でないと説明できませんし、それからなんといえますか今、一番難しいのは、個人情報保護ということがございますので、そういったことは本人でなければなかなかご家族でも説明できないような場合もあります。そういう点が基本になるのですけれども、いろいろこう言ってこられるケースもあります。ありますが、ほとんど医師の説明などで納得のいくケースが

多いようです。そんなところです。よろしくお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第9号議案 平成19年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。再開は2時50分といたします。

(午後2時35分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

議長 日程第24、第11号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

牛木芳雄君 279ページです。基金繰入金ですけれども、だいぶ基金が減ってきて、今回も取り崩すと3億5,000万円と言いましたかにしかならなくなるということで、積立の方は50万円そこそこということです。ひと風邪何億円といわれている時代ですから先行き相当心配になってくると私は思うのです。上部団体あるいは国・県のいろいろ基準があるわけですけれども、部長、だいたいどれくらいの基金があればこの国保の中で対応できていくのだというふうにお考えでしょうか。

私は基金の少ない額については心配しているわけですが、潤沢な基金を積み立てていくにはどれくらいの時間がかかるか。あるいは風邪のあるいは病気の流行り方によっても違いますけれども、その辺の見通しや考えについてお聞かせいただきたい。

議長 ちょっと議長から牛木さんをお願いしますけれども、牛木さん、社会厚生委員長でこれが付託になるのですが、この度は特別に答弁いただきますけれども、今後よろしくお願いします。

牛木芳雄君　　今、議長からそういうご指摘がありましたけれども、私は承知をして聞いたわけではありますが。これは総括質疑款項に係ることを、ということでもありますから、これも全く聞けないということになると委員長は全く発言できなくなるわけです。私はあえてこの款に関わることでですからここで聞いたのですが、その辺の見解はやはり今の議長の見解でよろしいでしょうか。と私は思っているのですがいかがでしょう。

議　　長　　委員長も委員会付託の場合、決して発言できないわけではなくて、そういう発言をしたい場合は副委員長に代わってもらって発言できるという場がありますので、どうかこれからもよろしく願いをいたします。（「委員会の中でですね」の声あり）はい。この度特別答弁はいただきます。（「本会議場で」の声あり）

市民生活部長　　基金の関係でございますが、先ほども私説明いたしました3億6,000万円ほどの残額ということでございます。上部団体の指導とかどの程度の基金が理想だと、こういうようなお話でございますが、一般的にいわれていることは給付費の約20パーセント。30億円であればその2割というようなことで6億円ぐらいだというふうに思うわけでございますが、いろいろな県内、全国を見ても非常に国保会計は厳しい常態になっています。だから理想をいえばきりがないので今回は一応3億6,000万円。約1割程度というふうに率的にはなりますが、やはりその辺を上手に運用していかないと、勢い、今回制度がだいぶ変わりました。そして保険税もだいぶ上がります。そこでやはりいろんな部分で会計も工夫しながら、また来年も状況をみながら、やはりアップということもあると思います。その辺を一気にアップということではなしに、ちょっと厳しい常態ですが一応1割程度の率で抑えようということで、1割で一応考えてこういうふうにしました。以上であります。

牛木芳雄君　　議事運営についてちょっとお伺いをしたいと思います。これはこの件で聞きませんが、副委員長と代わって質問をすることができる。これは委員会では私わかっておりますし、もし、そうであればそのようにしたいと思っています。私は本会議で総括で聞きたいというふうに思って今、発言をさせていただいたわけですが、議員必携を見てみてもそんなことは全く書いてありませんし、私は自由闊達にこの議場内で発言できるものだというふうに理解をしておったわけであります。

ぜひ、これらの問題も含めて。私はいわゆる委員会主義というのは慣れていません。ずっと本会議主義できたものですから、例えばかつての大和町議会の皆さんや、あるいは塩沢町の議会の皆さんはそうであったかもしれませんが、私はそうは思っていないからできればその議会運営委員会の中でちょっと取り上げていただければありがたいなと思います。よろしく願います。

議　　長　　今ほどの牛木議員の発言に対して、これからしっかりとまた研究をさせていただきます。この辺も議長は実は塩沢の委員会方式でやっていたものですから、つい出てしまった面もあります。そういったことをこれからまた研究させていただきますのでよろしく願います。ほかに。

腰越　晃君　　今ほど担当部長の方から国民健康保険は、非常に今後難しい経営内容にな

ってくるというような答弁があったわけです。282～283ページに関連しまして国民健康保険税、一人平均5万5,930円調定ベース。調定ベースですと5万9,818円を見込んでおるといふそういう内容ですが、前年度に比べてこれはどういうことになるのか。上がるのか下がるのか。

それからもうひとつはこうした国保税が年々上がっているわけです。そういう中で減免の申請というものが結構出ているかと思うのですが、そうしたところの動き、見込み等がわかりましたらお願いをしたい。あと、同様に滞納繰越の方も気になるわけですが、その辺の動きについてももう少し説明を願えればとそういうふうに思いますのでお願いをいたします。

市民生活部長 医療費についてただ今、腰越議員が言われたとおり一人当たりが5万5,930円でございます。前年度と比べてどうなのだとということでございますが、これは前年度は6万4,676円になっておりますが、今回から支援分が加わってきます。支援分が加わってきますので支援分が1万7,638円となりますので、約9,000円以上のアップというかたちになります。

減免の動向ということでございますが、減免についてはこれは基準がございますので、7、5、2の割合でやっておるところでございます。滞納繰越のお話もありましたが、一生懸命税務担当で徴収をやっているわけでございます。なかなか徴収率が上がってこないという状態でございますが、国保を一番に収納率を上げようというような努力もしているところであります。前年並みにやっていこうということで今回は93.5の収納率で考えております。以上であります。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

駒形正博君 質疑ではありませんが、先ほどの特別会計を担当の委員会に付託する前の本会議に、これから付託を受けるであろう委員長が総括質疑をしてはいけないという解釈は、私は議員必携で見た記憶もありませんし、これは私もいいのではないのかなと思うのですが。局長、その辺は会議規則のどこかにあるのか。ちょっとその辺をはっきりした上でこの総括質疑をした方がいいと思うので、ここではっきりして前に進みたいと思いますが。

議長 あとで局長に説明をしていただきますけれども、一言だけ言わせていただきます。私の非常に大きな勘違いがございまして、南魚沼市のこれは運用内規のところには第28条付託議案の大綱質疑というのがございます。その内容は委員会付託になる議案の質疑は大綱質疑とし、付託議案の審査を行う議員は他の議員に質問の機会をできるだけ譲ることを例とするということであって、本当に牛木議員には申し訳ありませんでしたが、今後このようなことのないように改めていきたいと思っております。局長に・・・これ以上の説明はないそうですけれども、駒形議員いいですか。

駒形正博君 異議なし。

和田英夫君 これは休憩でもいいのですが。今ほど市民生活部長が総括の説明をしました。これはそれこそお互いに旧町のことが出るからですが、総括はこの予算書で款と項を総括で説明をして、そして各委員会では目節とこういう流れだったと。おそらく去年はそうだ

ったと思うのです。今ほどの款で款だけの説明、総括しているわけですから、この辺がだからちょっとそこまで私ども議運で確認をしなかったわけですが、おそらく去年は款、項を説明したと思うのです。この辺を局長、議長と相談をして去年からここでちょっと簡略になったというおそれもあるわけです。つまり総括質疑というのは款と項で説明して質疑をすると。そして詳しい委員会調査は目節と、こういう慣わしであったわけですが、その辺をちょっと局長と議長。

議長 休憩いたします。

(午後3時10分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時20分)

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今議題となっています第11号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

日程第25、第12号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけ確認させていただきたいのですけれども、2款の分担金負担金ですが、これは認定審査会の負担金ということで湯沢町分ということですが、説明を聞いていますと対象者522名の増を見込んであるというようなことです。これは対象者が増えて人数等そういうものに関係なく定額 定額でもないのですけれども、そこら辺の算出といますか負担金の分け方、決め方をちょっと確認したいのですが。

福祉課長 これにつきましては協議会割といたしますか、まず人口割は47.5パーセント、それから財政需要額割が45パーセントで、平均割が7.5パーセントということで審査会にかかる費用について按分しているということでございます。

遠山 力君 実はこの施政方針の22ページのところでちょっとわからなかったものがあってずっと悩んでいたのですけれど、「要介護認定者全体の伸びは認定実績平均値で第3期計画を1.7パーセント上回り、前年度対比4.3パーセント増の」とありますけれども、「このため、受給者の伸びに伴う給付費の増加が見込まれますが、前年度給付費の推移を踏まえ、前年度当初比0.9パーセント減」というので、推移を踏まえれば前年度比を増やさなければいけないという受け取り方を私はしたのですが。それで42億7,104万円にしたということですが、そのところちょっと説明をもらいたいのですが。

福祉課長 先ほど介護保険の補正はほとんど減額補正をさせていただきました。そのとおり19年度当初に考えていた給付額より決算見込みがだいぶ下がっているというふうなことで、当初予算で比べますと0.9パーセントの減ですが、実際決算見込みに対しての比較になりますと当然増額というふうなことで、実績自体は右上がりが増えているのですが19年度の当初予算の見込みがちょっと多かったかなという感じでございます。

これにつきましては18年度から大きな制度改正があったということで、半年足らずのうち次の予算組みというふうなことでしたので大変厳しい予算組みだったのですが、20年度につきましては19年度と18年度の半年分、見込みがきちんと把握されておりますのでかなりシビアに見積もりさせていただいた結果だというふうなことでございます。

岩野 松君 基金の考え方についてお聞かせいただきたいのですが、今回は18、19、20で3カ年で一応介護保険のあれはみるという見方できていたのに、今年もまた基金が2億何千万円だか残高があるというふうな言い方をされたのですけれども、この基金というのはどういう考え方をするのかをお聞かせください。

福祉課長 介護保険の計画につきましては、1期の計画が3年間でございます。ですので今回は18、19、20と3年間の計画を立てたわけですが、それにつきましては17年度の段階でそのあと3年間の給付額がどのぐらいになるかという試算をします。それに伴って国の負担だとか県、市の負担というのは率が決まっていますので、結果的に保険料がいくら必要になるかという計算が出ます。

月に今4,300円ほどの平均ですが、これは3年間変えないことになっております。ですので、最初の見込みが甘くて予定より給付費が多くかかったということになるとここが赤字になって準備基金というか、県全体で積立をしている基金があるのですが、そこから借金をして賄わなければならない。

また、今私どもの方は逆に思ったよりも給付の額が伸びなかったということで、この20年度末で2億4,000万円ほどの剰余金が出るという考え方です。この剰余金の取り扱いにつきましては、次の第4期計画を立てるときに、これ全額になるかどうかはわかりませんが、保険料に充当して保険料をなるべく軽減していきたいというふうに今考えているわけです。

議 長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議 長 ただ今、議題となっています第12号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

議 長 日程第26、第13号議案 平成20年度南魚沼市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 （説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今、議題となっています第13号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第27、第14号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

市民生活部長 （説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

岩野 松君 今度、後期高齢者になっても、決まりによると保険料の滞納者には資格証とかそういうものを発行するというふうに言われておりますけれども、それは各自治体が発行するのですか。それとも広域連合の方から出るようになるのですか。

市民課長 保険料の滞納でございますけれども、現在の老人保健法によりますと資格者証は発行できないということになっておりますが、後期高齢者医療制度によりますと、今度滞納者には資格者証が発行できるということになっております。これは市の方で発行させてもらうということになりますけれども、この運用につきましては県下一本の取り扱いということで基準等も広域連合の方で要項、要領等を定めまして、ある程度同じような取り扱いになるように今、定めておるところでございます。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今、議題となっています第14号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第28、第15号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

企業部長 （説明を行う。）

議長 総括質疑を行います。

中沢俊一君 1点お願いいたします。毎年のことですが、つなぎ込みがなかなか進まない区域があるということ。これが使用料の高止まりにつながることもあっておりまして話題

になるわけであります。これに加えまして流域下水道の第6期の個別の合併浄化槽、これもまたつなぎ込みも事業の進捗によって対象者が出てくるわけでありますが、このつなぎ込みの誘導策を考えておられるのかどうか聞かせてください。

企業部長　　まず1点そのつなぎ込みの誘導ですか、これにつきましては再三、工事説明等で入る前にも地域に入って説明をいたします。ただ、管路がやはり整備されてすぐされる人、それから改築をあわせてやろうとしている人がだいぶあります。そこらあたりが非常に早くお願いしますというわけにもいかない面もあります。そんなことでまず最初、地元といいますか職員においてもつなぎ込んでいない人がだいぶあるので、そこらあたりを説明した中で理解を求めて、まず身内からやろうというようなお話もしております。なかなかそれについても進まないのが現状で、市長を初め再三その話を出させていただいております。

それからやはり今のうちの条例そのものが、汲み取り「3年以内」というかたちになっております。それから浄化槽につきましては「速やかに」というかたちになっているのでそこらあたりを踏まえた中でお願いはしているのですが、なかなか先ほど中沢議員さんが言ったようにあまりかんばしくない結果になっております。

中沢俊一君　　職員でも進んでいないということ聞いてびっくりいたしました。そういう個別のことは別にいたしまして、かねてから例えば塩沢のある地区、これは旅館関係のところが多くあるわけでありますが、当然事業が入る前にはもう皆さん地域の方は了解をした上での事業導入だと思っております。ただし、現実問題としまして6期地区の個別の浄化槽の場合もありますが、速やかにと言われたってなかなかもう立派なものがそこに設置してあったり、また高額なお金をかけて旅館であれば整備しているわけでありますから、猶予期間であるとか耐用年数に応じたそういうことも少しは踏まえた中で、つなぎ込みに対するもう誘導策を具体的に考えていかないとまったくないということもありますから。そういう情の部分をやっついていかないと進まないと思っておりますが、そういう準備があるかということ聞いたのです。

下水道課長　　ただ今の質問のとおり水洗化については頭を痛ませながら進んでいるところでございます。ただ、進み具合が遅いということではございますが、平成18年度でも600件、平成19年度でも約570～580件、水洗化つなぎ込み出ておりますので徐々に増えてはきております。ただし、今ほど言いましたように、塩沢の地区はあれですけれども観光産業の落ち込みとかいろいろの要素で今後どうしていくかという問題については、私どもも今後一生懸命考えながら対策をまた考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

松原良道君　　先ほど企業部長の答弁の中でいいことを聞かせてもらったのですが、市長あれですか、何人ぐらい職員の中でつなぎ込みをしていないなんていう不届きがいるのですか。把握していますか。これは今までに私が散々言ってきたように、基本料金まで取れと言ってきたのは、職員だつてつないでないからという言葉が出ているからそう言っていたのですよ、今まで。それを今度は今日いみじくも企業部長が言いましたから言わせてもらいます

けれども、本当に市が何百億円という借金をして、そして今、若い世代の皆さんは「私たちや私たちの子どもの世代に借金を背負わせないでくれ」と言っているのですよ。それなのに職員にそんな不届きが本当に何人もいるわけですか。市長、その辺もう1回。絶対に許されないそんなのは。

市長 数の把握はまだ私はしておりませんが、いるということは聞きまして、職員に全部その話をしました。早急につなぎ止めということを申し渡してありますので、もうちょっと時間をいただきたい。その後またつなぎ込みをしないという部分が出ますと、これはもう本当におっしゃるとおりでありますので、何らかの処置をしなければならないぐらいの気持ちでやっております。人数については担当の方でちょっとお願いいたします。

企業部長 90ちょっとです。これは世帯主ばかりではありません。お嫁さんに行ったところもあるし、そういう全部ひっくるめて90何人。

松原良道君 俺はおおげさに言ったのだから5～6人だと思ったら、それほどいるのですか。ぜんぜんあてことが違ってもっと怒らなければならない。本当に今、市長が言ったように嫁にいこうがいくまいが市役所の職員の中には変わりはないのですよ。今、市長が言ったから私は何カ月か待ちます。何カ月と言ったって、相手はまたそういう皆さんは多感で改造は来年にしたいとかいい訳は当然すると思えますけれども、本当にこれが進まないようなら名前を公表してもらいますよ。

市の職員でそのような行政の、民間の皆さんが協力していることに対して、今それだけでなくても市の職員の風当たりは強いのですよ。本当に勘弁ならないですね、そんなのは。90何人といえば1割でしょう。それだってまだ全部下水道を管理していない地域だってあるわけですから、本当に許しがたい、こんなことは。滞納どうのこうのなんてものではない。頭にくる。もう1回。

企業部長 昨年の秋ぐらいのときにやはり滞納を調べていっている中で、そこらあたりはどうなのだというお話が出ました。それと地域にやはり下水道事業を推進するために説明会に行きます。そうするとやはりその地域のそばの人から職員がつないでないじゃないかという声があったので、それでは調べてみるというようなことから始まって全部調べたら90何件になってしまったと。ついては市長の方へお願いをして、ことあるときにやはりその職員に喚起してもらわなくてはだめだというようなことで、それを秋口にやりました。ここ1～2年のうちにつないでもらえればというようなことでどんどんまた増えますので、我々もつないだらすぐ消していけるようなかたちを今とりつつありますので、よろしく願いしたいと思います。(「秋にもう1回、追跡質問します」の声あり)

阿部久夫君 先ほど松原議員からいいことを言ってくれました。我々の地域はやつとこれから下水が入ってくると。本当に地域住民も長く待っていたわけでございます。そうした中でもう10年以上経つ、早い人が。それがまだ我々のところは25年に最終的に向かっているのですけれども、いわゆるここへきて先ほど部長が2名職員が減っていると。今、下水道の方も徴収したりいろいろのかたちでたいへん忙しいと思います。そうした中で2名

も減らせて、これから下水道事業がまだまだ相当幅広く大和地域、六日町地域、塩沢地域とやるわけですけれども、我々地域にしてみるとこれからやってくる。果たしてこの少ない人数でやっていかれるかというひとつの不安もあります。はっきり言って。

工事者の話を聞きますとなかなか検査に来ていただけなかったりして、そしてすぐぱっぱと工事がいかなかったと。もう少し早く来てもらって検査をすれば、もっと先へ進むのだろうというふうな意見もありますけれども、なにしろ担当者が間に合わないというか忙しくて来られないというのか。そういったことでもってなかなかこの地域に行ってもそうです。大和もそうですし六日町の地域にもそういった声も聞きます。

そういった中で2名も減っていて工事に対しての影響があるのかなのか。我々市民とするとこれから工事をしてくれれば、できるだけ早くちゃんと速やかに工事をしていただいて、できるだけ早く完了の舗装をきちんとしていただきたいというのが願いでございます。そうした中で人数が減っている、そしてなおかつ25年までには一応もっていくということになるといささか心配はありますけれども、そこへどのようにまた対処していくのかお願いいたします。

下水道課長 　ただ今の案件ですけれども、職員数のことですが平成19年度は本課制ということで、ただ今15名で動いております。平成18年度分室制で動いていたときには20名と。ただ、今現在も各庁舎窓口担当がでございます。そうした中で今回の平成20年度予算は16名というかたちの中で予算措置をしております。

そうした中で予算的にはこの大和のクリーンセンター事業が今回入ってきます。3カ年で継続で組んでおりますので、事業費自体は大きいのですが事業自体は本年度事業計画の変更の見直しということでやっておりまして、今現在もう来年度の作業に入っております。そうした中で事業本数は多いので大変なことは間違いございませんけれども、とにかく計画している中で進んでいこうということで今現在動いておりますので、何とか今の20年度予算の人数の中で進めていきたいというふうに思っております。

公共柵の検査関係につきましても始まったときにだいぶおっしゃるとおりちょっと検査件数が残っていたということがございまして、業務係、工務係といわずに全員で手配をして本年度事業が追いついて、今、検査はすぐに行かれるという体制にまでなれましたので、今後そんなかたちの中で進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

阿部久夫君 　もう1点だけはお聞きいたします。普通、下水道事業ということになるとなかなか工事の着工が遅い。まして雪解け、雪が降る間際までやっている。やはりそうしてくると間際になると今年もそうだったのですが、消火栓が出たり消雪パイプが出たりするともものすごく転圧してもすぐ下がったりしてなかなか業者も大変なのですよ。できるだけ早く降雪前に工事が着工できるようにやっていただきたいと。なかなか寒くなって水が出るようになってから、今度あそこで下がったりまったりすると非常に危険が十分ありますので、やはり怪我や事故があっても大変であります。そういったことをひとつお願いをしたいと思っております。その点についてまたできるだけ早く工事の方お願いいたします。

下水道課長 絶対に雪降り前に1件も終わりませんという明言はできませんけれども、私どもなるべく早めに皆さんに支障のないように工事に心掛けていきたいということでやっていきたいとは思っております。よろしくをお願いします。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今、議題となっています第15号議案は産業建設委員会に付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第29、第16号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道事業管理者 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

腰越 晃君 収益、資本いずれの方を見てもトータル的に今ほど管理者の方から説明がありましたように、2億円超ぐらいの資金ショートが生じるであろうというような状況ですが、今年については高料金対策として一般会計からの繰り入れは昨年より増やしておりますね。7億3,000万円ということで昨年よりも増やしているのですけれども。今後の更新事業、これは今年度に出されるという水道ビジョンを見ないとなんとも言えませんが、やはり更新事業等を考えていった場合この高料金対策、この7億3,000万円というのが100パーセントなのかどうか。100パーセント繰り出しできるのかどうかということもあわせてお聞きをしたいと思います。以前出していた広域化対策それから資源対策だったか・・・水源対策ですね。これらは従来2億円くらい確か出ていたと思うのですが、そうしたところの今後の一般会計からの繰り出しについての考え方をお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

水道事業管理者 まず最初、では今年の7億3,300万円の繰入金につきましては、ちょうど高料金の100パーセント該当分でございます。それで先ほどちょっと腰越議員が言われたようにそのほか2億円くらいあるのですが、これについてはちょっと先送りをさせていただきます。将来的に良くなれば一般会計の方も今、最高の24.6パーセントというようなことで公債費比率が非常に高いというようなことで、そこらあたりを踏まえた中で今回この金額になりました。

ただ、これをやはり私どものその会計上では給水収益と早い話がこの他会計の繰入金以外にはないといっていいに等しいくらいになると。これが公の収入の面でございます。こっちが減れば料金を上げるかどうかいずれかやらなくてはできない運営でございます。なかなか片方が減れば片方は上げるしかないというようなことで、その反面方針をいかに上手くやるかというようなことになろうかと思っております。一般会計の方も非常に苦しい中で繰入額を今年

は高料金の100パーセントをいただいたというようなことです。

あと後段の方は部長の方で。

市長 水道の繰り入れにつきましては今年度はそういうことで、一応高料金については100パーセントということでありまして、資源だとかどうかという部分も本来であれば確かそれは暫定基準に入っているわけでしょうが、今、それぞれ申し上げたような理由もありまして今年は削減をしてあると。

ただ、水道会計の方もその部分がある程度削減しても、やや収益的収支の方では今年若干黒字が見込めると。20年度ですね。という見通しもちょっとありましたので、削らせてというか繰出をしなかったということではありますが。これから施設整備またコンピューターの更新とか相当お金がかかるわけですけれども、これも今、国の方での簡易水道の統合関係の補助金とかいろいろな制度がありますのでできればそういう補助制度、あるいは起債がおこせば起債制度を使いながら施設の整備は図っていかねばならない。

そして私の考えですけれども、先ほど資本的収支の方で非常に大きな額が不足をしていて留保資金からまた2~3億円繰り入れなければならないという。これはずっとそういうことが続くようであって留保資金がもう底をつくということになりますと、やはり建設改良を今、毎年だいたい5億円やっているわけです。拡張事業等ですね、そういう部分をやはり。企業債の償還はもうどうしようもありませんので、これは固定的になってきますけれども、建設改良の方をやはり工事しないという方向を出さなければならない。借金をしないと。しなければ返しはありませんので、それもやはり視野に入れていかなければならないわけでありまして。極力その高料金対策はいたしかたないにしても、やはり水道事業という中でなんとか値上げをせずに、本当は150円もう下げているわけですから、やっていきたいという思いですけれどもまだわかりません。

そこでやはり一番のいい方法は、使ってくれる水の量を増やすことです。これ以外に根本的な解決策はありません。200億円も借金を抱えてそれはもう返さないというわけにはいかないし。施設は半分ぐらいしか使っていないわけですから、水の量からしても4割です。ですから、使用水量これをなんとか増やしていくことで、この間も企業管理者と話しをしました。例えば工業用に使う水、これはもう10分の1でも100分の1でもいいと。例えばですね。そしてとにかく量を使ってもらいたいということによって、この水道会計の方のやはり健全化になんとか寄与していきたいという思いであります。絶対に繰出し金を増やさないか増やすかなどということはまだちょっと申し上げられませんが、極力抑制をしながら水道事業会計の方の破綻も招かないように。そして極力値上げに結びつかないような方向を模索していかなければならないという思いであります。

中沢俊一君 1点お願いいたします。企業管理者にお伺いしますが、私はこういう場所に出てきて初めて、貸借対照表の中で長期借入金の借入資本金という取り扱いを知りました。一般の企業であればこのような取り扱いはしないわけで、即もう長期借入金で負債の方へあげるわけでありまして。こういうことがあるために経営分析などをやれば流動比率であるとか、

また一般の企業であれば長期借入金の中でもその年に返さなければならないものはもう短期借入金に組み込んでしまっているところもあるわけです。だから当座比率も当然厳しいかたちで出てくる。そういうことをきちんとこういう会計基準からやっていかないと、ここへ10何億円の積立金があるではないかと。すぐどこかへ向けてしまえというやはり市民にしてみれば発想になってくるわけですよ。この辺も会計基準の見直しというのができるのかどうかちょっと聞かせてください。

水道事業管理者　今までこの積立金といいますか留保資金、これにつきましては将来の方針に合わせた中で企業団のときからおそらく引継ぎでこういうかたちになっているのだと思います。その当時16～17億円のお金ではなかったかと思います。それが年にやはりくっっていく面がありまして、今おそらく13～14億円になっていると思います。

ただ、それと今回その借換債による儲けではないのですが、本来であるはずと高い金利のまま、今回、借換債でもらったあれが14～15億円、おそらく長期で見れば金利がそれだけ安くなったというようなかたちで、水道会計で14億円くらいになるうかと思えます。

そうしたときに今、先ほど市長が言ったように200億円からの水道が今190何億円になっていると思いますが、それが将来的にどういうかたちになるか。どんどん、どんどん減っていっているのは事実でございます。事実だけれどまた更新事業等それから工事をどんどんしていくとそれがだんだん膨れ上がっていくと。将来的に返す金額がこれで賄われなくなっていくようなことになると非常に困るということが、一番のあれだと思います。それで今はおそらく30億円くらいずつ減っている、しっぽがたいたりしておそらくそういうかたちで推移をしていると思いますので、そこらあたりを更新とあわせた中で更新が例えば起債がきけば、きいたとしても今の留保資金の10億円では足りないというようなことがあった場合、どういうふうにするのだというようなことで非常に切羽つまっているのが21年です。今年20年、21、22、23年でやろうとしています。そこらあたりが非常にこの次の更新ではなくて今の更新を一番のネックにみて、そしてここが乗りきれれば次は大丈夫だとおそらく考えなければならないのではないかなというようなことで、将来的にここがどうなるかというのが非常に見えない部分があります。そんなことでこの将来的の資金繰り等も内部では持っておりますので、そこらあたりをみた中で安全経営に努めたいと思っております。

中沢俊一君　そういう皆さんの努力や切実さやこの経営内容の容易のなさが、こういう借入資本金というような表現をしておく伝わってこないのです。一般の企業の人から見れば、当座比率が高いと。流動比率が高い、安心ならないと思われても仕方がないのですよ。こういう会計基準を知らないのであれば、だからそういうのからみれば、こういう留保資金があるといってもなかなか容易ではないというあたりを知ってもらうためにも、こういう会計基準を見直せないのかどうか、それを聞きたいのです。

水道課長　議員さんのご質問はよくわかりますが、企業会計上はそれは許されないということになっております。それで、ちょっと先に進んで申し訳ありませんけれども、実は4

ページに資金計画というのがございまして、その中で差引額は11億4,600万円ほどありまして、それが貸借対照表の留保資産の中に組み込まれておりまして、この額を変更することができません。会計上は、それで貸借対照表は成り立っておりますので、その点だけのご理解をいただきたいと思います。私の方からは以上です。

議長 総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今、議題となっております第16号議案は産業建設委員会に付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第30、第17号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議長 総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

総括質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 ただ今、議題となっております第17号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いします。

議長 日程第31、第42号議案 財産の取得について(旧六日町高等学校浦佐分校跡地)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 学校の跡地だということでありましてけれども、何か使用目的とかそういうのはあるのかどうか。ちょっとお聞かせください。

総務部長 あとでまたちょっとでできますが浦佐体育施設の設置条例、現在のグラウンドとしてサッカーのクラブの皆さんが活用したり、それから体育館もいろいろなことで活用しています。それから学生の夏の夏季合宿、そうしたのものにも使用の対象としておりますので、そういうことで現状のまま当面は使っていきたいということでございます。

牧野 晶君 先ほどの18番議員と同じ質問になりますけれども、今のまま使っていくというのであれば、購入する必要はないのではないかと本当に私は思うのです。去年からもこれは言ったと思うのですけれども、県は県でお前さん安いから買わないか、というふうな話をしたけれども、物を今までどおりグラウンドとか体育館を使わせないようにするという

ふりがあって県は市に買ってこれというふうにした。要はほかのことに利用するから買わないかということであれば、今の部長の説明だと、まだ何も決めてないけれど安いから買うというふうな話でしかないわけです。私はまた何かの理由を一年間みっちり考えての答弁を期待していたのですけれども、それはどういうのですかと私は思うのです。今までと何も変わらないのだったら買う必要ないではないか、というふうに私は思うのですがその点よろしくをお願いします。

総務部長　ちょっと説明が不足しておりましたが、先ほど言いましたように「当面は」ということで当面は現状のまま使う。その後いろいろの目的は、隣接地に交通公園がございまして、交通公園はすでに条例廃止をして今は荒地というようなかたちになっていますので、一体的な、今後の将来的な利用計画をこれから検討していきたいということです。すでに地元の方でも1番議員さんを中心にしながら利用計画等の検討を始めるようでございますし、全体的にまたどういう部分がいいか、私どもも一生懸命検討させていただきます。当面、前から大和町の時代から買わせてくださいというようなお願いはしていたのですが、価格の折り合いがなかなかつかなくて今日まで至ったという経過がございます。そういうことでございますがよろしくをお願いします。

牧野 晶君　それともう1点ですが、どういう答えが返ってくるのかだいたい予想がついているのですけれども、土地をあれだけ「これを買ってくれ、これを買ってくれ」というのを買っていけば、要は市の資産がどんどん膨れていくわけです。買うからにはどこかを売る。そういう視点というのも当然また次で出てくるかというのはわかっているのですけれども、その基本をしっかりとっておかないと、どんどん資産ばかり増やしたって、資産とあと借金が増えていくわけです。買えば借金していくわけだし。

東京の区とかになると、やはり買うには売って買うというふうなことをもうしっかりと決めているわけです。売らなければ買わないよというふうな方針を出しているのです。それと同じようにしていかないと、いつまでたってもある意味資産を有効に、土地を有効に使っていくというか、資産を円滑に流動していくという姿勢も考えていかないと、あっぴあっぴになってしまいますよという視点もどういうふうにご考慮されるか、ひとつお願いします。

総務部長　場所が浦佐小学校それから大和中学に隣接している、非常に大和町の中でも浦佐が中心ですが、そのまた浦佐の中でも一番中心のところになっています。そういう部分では土地の価値というのは非常に高いものがございます。ただ、学校教育施設の隣接ですので、工場とか何とかというのはなかなか計画しづらいところですが、学校と一体としたそうした教育施設なり何なり十分活用が見込めるところでございますので、そういうことをお願いしたいと思います。

不要な土地は確かに売っていきたいというようなことで、広報にもいろいろ売却の案内等を載せておまして、そちらの方にも努めております。なかなか思ったようにはいっていないのが事実でございますけれども、両方一生懸命対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

関 常幸君 その場所に将来構想には認定こども園という構想はあるのでしょうか。お願いいたします。

総務部長 はっきり私の方で口に出していいのかどうか。認定こども園の建設計画はありますが、場所がそこだというようなことはちょっと差しさわりがあるかなと思って控えさせていただきましたが、そういうものも含めて検討させていただきます。

関 常幸君 ぜひ、そういう構想があったら、私は話をしてもらっていいと思うのです。これからやはり浦佐地域の中でも構想があるわけでありますので、今の問題がもやもやしているのと次の構想についても、今いろいろ議員の皆さんからも理解できないところがあるわけでありますので。私はぜひ、そういう観点から質問させていただきましたので、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 答弁はいいですね。

関 常幸君 はい。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第42号議案 財産の取得について(旧六日町高等学校浦佐分校跡地)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第32、第43号議案 財産の取得について(長森工場用地)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第43号議案 財産の取得について(長森工場用地)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。次の本会議は3月10日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時44分)